

議案第125号

上越市農業集落排水条例の一部改正について

上越市農業集落排水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

上越市長 中川幹太

上越市農業集落排水条例の一部を改正する条例

上越市農業集落排水条例（平成8年上越市条例第50号）の一部を次のように改正する。

	「		「		
		1, 576. 30円		1, 669. 80円	
		81. 40円		86. 90円	
		195. 80円		210. 10円	
別表第1中		222. 20円	を	238. 70円	に改める。
		253. 00円		284. 90円	
		313. 50円		346. 50円	
		」		」	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の施行の日前から継続して排水処理施設を使用している者については、改正後の別表第1の規定は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用する。